

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第9回）
議事要旨

○日時

平成30年10月15日（月）15時00分～17時45分

○場所

経済産業省本館地下2階 講堂

○出席委員

山地憲治委員長、江崎浩委員、小野透委員、新川麻委員、高村ゆかり委員、辰巳菊子委員、長山浩章委員、松村敏弘委員、松本真由美委員、圓尾雅則委員

○オブザーバー

東京電力パワーグリッド（株）岡本副社長、日本地熱協会 小椋会長、電気事業連合会 寺町企画部長、全国小水力利用推進協議会 中島事務局長、（一社）日本風力発電協会 祓川副代表理事、電力・ガス取引監視等委員会事務局 日置ネットワーク事業制度企画室長、（一社）太陽光発電協会 増川事務局長、（一社）日本有機資源協会 森崎専務理事

○事務局

村瀬電力・ガス事業部長、松山省エネルギー・新エネルギー部長、吉野電力・ガス事業部政策課長、山影省エネルギー・新エネルギー部政策課長、山崎新エネルギー課長、曳野電力基盤整備課長兼省エネルギー・新エネルギー部政策課制度審議室長、杉山再生可能エネルギー推進室長

○議題

- （1）自立の加速化と既認定案件による国民負担の抑制に向けた対応
- （2）再エネ事業の長期安定化に向けた事業規律の強化と地域共生の促進

○議事要旨

(1) 自立の加速化と既認定案件による国民負担の抑制に向けた対応

委員

(再生可能エネルギーの自立に向けた取組の加速化について)

- 災害時対策としての太陽光発電について、「今回の北海道地震で携帯電話の充電ができた等のメリットは、乾電池等と同じ価値ではないか」という指摘があるが、平時でも活用できた上で、非常時も役に立つことが太陽光発電のメリットである。今回整理されたメリットは今後も引き継がれるべき。
- 北海道のブラックアウトの際に、住宅用太陽光発電は自立運転していたということだが、このようなときこそ再エネが力を持っていると考えている。課題を踏まえて検討していただきたい。

(未稼働案件への対応)

- 高い調達価格で認定を受けた未稼働の案件については、系統枠を開放させるべき。
- 未稼働案件には、設備のコストダウンを待っているような案件はあまり多くなく、大半は地権者や地元との調整が難航し、実施しても採算が取れない案件。2019年3月までの猶予を与えながら、事業実施を迫るのは有効な手段。その上で、2019年3月に系統連系工事の着工申込みの駆け込みが発生した場合に、送配電事業者が対応できるのか。運転開始期限の1年以内に工事が可能かどうか、検討が必要。
- 運転開始期限が設定されていないもので、未稼働なものが多い点は見逃せない。事務局案に賛成。ただし、系統連系工事の着工申込みを適用基準点としているが、送配電事業者側に価格決定の責任を負わせることになり、駆け込みも想定される中で、全ての案件を期間内に処理できるのか懸念がある。この措置を実施するのであれば、国と送配電事業者の間でルールを詰める必要がある。
- 運転開始期限について、系統接続に当たって大規模な工事が必要となる場合も想定されるが、1年で十分なのか。
- 太陽光の発電コストは運転開始時期が遅れるにつれて低下しており、適正水準を超えた利潤を生むことになるため、未稼働案件が運転開始すれば、制度趣旨に反し国民負担を増大させることになる。今年度の買取総額が既に3.1兆円に達しているなかで、未稼働案件が全て稼働すれば追加買取費用は1.3兆円となり、エネルギーミックスで想定した買取費用総額4兆円を超えることになる。
- 事務局の対応の方向性について強く支持。ただし、認定から3年以上も経過していることを踏まえれば、猶予期間はそれほど必要ないのではないかと考えており、事務局案の「2019年4月1日」という施行日を最大限前倒しすることを希望する。

- 2012～14 年度認定の未稼働案件について、対応が必要である点は賛成。他方、実務的には、ある程度慎重に対応する必要がある。系統連系工事の着工申込みの受領が確定しなければ、調達価格が変更されるという理解でよいか。そうであれば、発電事業者は発電所の工事完成予定日がある程度見えてから、系統連系工事の着工申込みをすることになると理解。
- 36 円や 32 円の案件について、現在設置工事中で来年中には工事が終了する見込みのものもあるが、これが調達価格の切り下げ対象になってしまうと、資金調達含めて事業の目的が立たなくなる可能性がある。事務局案はバランスがとれたものと思うが、実務的にはそれなりのインパクトをもたらすため、パブリックコメントで事業者の意見を聞き、施行日を 2019 年 4 月 1 日とすることや運転開始期限を 1 年間とすることについて、実務上大きな混乱なく進めていけるのか確認いただきたい。また、調達価格の切下げを行う際の法的根拠を必ずしも理解できていない方も多いため、明示いただきたい。
- 事務局案に賛成。未稼働案件は法の穴をついたようなもので、厳しい対応が必要。適用される調達価格を着工申込みの受領日の 2 年前の年度まで遡るという点は、温情と捉えてもよいくらいである。
- 工事が運転開始期限に間に合わないという御意見があるかもしれないが、事業者としては、それも織り込んでいくべきであり、温情は必要ない。
- FIT は本来優良な再エネ事業者の参入を促し、それに国民が協力するという制度であると理解。未稼働案件に今から着手する事業者が本当に優良事業を実施してくれるのか不安。最低 20 年間しっかり事業を実施するか、チェックしていただきたい。
- 事業者の意見を聞くことは理解できるが、未稼働案件について消費者が本当に同意しているのか、その声もよく聞いていただきたい。
- 発電開始時の調達価格とすることは、事業の予見性を下げるという理由から認定時に調達価格を決定する現行制度になった経緯がある。ただし、ここまで長く未稼働となる案件を前提としてはおらず、また、これまでも未稼働案件については審議会等で議論されてきており、今回の措置は急に出てきたものではない。太陽光発電が 3～4 年経っても稼働していないことは、真面目に事業を実施していたとしても時間が掛かり過ぎている。
- 系統連系工事の着工申込みについては、年度末までに提出すればよいということではなく、その前にどこかで提出期限を区切ることになると理解。期限までに不備なく書類を出せば、送配電事業者側の事情で 2019 年 3 月末を超えて受領されたとしても、もともとの調達価格が保持されるようにするのも一案ではないか。
- 未稼働案件へ対応策を取ることに賛成。ただし、法的観点からは、丁寧に検討する必要がある。FIT 制度においては、一度決めた価格を変更しないのが制度の根幹であり、これが安易に事後的に変更されるという印象を与えると、民間投資の予見

可能性に影響を与え、将来的な制度変更リスクと捉えられて、民間のお金が動いていかないことにもなりかねない。今回の措置が再エネの主力電源化に当たって必要な政策パッケージの1つであることを、政府にはしっかりと発信してほしい。

- 未稼働案件は、マクロな再エネ政策の観点でも大きな問題。例えば、入札の募集枠を決める場合も、導入量が分からない中で決めなくてはならず、政策決定のバリアになっている。その意味では、今の事態を解消する必要がある。
- 工事費負担金を払った後で事業を撤退する際の違約金等の扱いについても整理する必要がある。
- 未稼働案件の実態について、理由によっては対応策が異なることも考えられるため、つまびらかにする必要がある。ただし、2012～14年度認定案件は比較的系統制約が少なく、早期に接続契約まで行っている案件であるため、事業者側の要因で稼働していないと考えられるので、あとは運転開始期限が論点になる。その意味では、系統連系工事の着工申込みの受領のタイミングが重要となるが、申込みから受領までが機械的に行われる必要があり、ここをどのように担保するかが重要。
- 運転開始期限については、系統連系工事期間の透明化が必要であるし、発電事業者の責によらない理由で運転開始期限を超えるものについても、丁寧な対応をすることが必要。例えば、条例アセス対象案件は1年という期限は厳しいが、個別に特定可能と考えられるため、それらの案件に配慮してはどうか。
- 運転開始期限を1年とすることについては、工事が確実に1年以内終わるということを前提としたのではなく、機械的にどこかで切るという判断であり、個別の事情は勘案せずに一律1年で切るとするのは合理的な発想と考える。
- 未稼働案件は明らかに制度趣旨に反している事業を対象としたものであり、健全な事業者を対象にしたものではない。これが本当に予見可能性を脅かすような深刻なものだと言うのか、よく考えるべき。
- 事務局提案は、公平性なども考慮したものであり、結論としてはこの通りで良いと考えている。政府が一度決めたものを変えてしまうことは、ファイナンスの問題に直結する。再エネ以外のファイナンスにも影響が出ることを懸念していたが、何年に認定を取ったものであったとしても、運転開始時期が遅くなればなるほどによりコストが下がっており、FITが一定のリターンを想定して調達価格が決められていることであれば、2012年度認定案件であったとしても、遅れて認定を取得した案件と変わらないコストとすることが自然。現在の事務局案であれば、当初想定していた利潤は確保できるルールであると理解。金融の立場から見て、ファイナンスへの影響はないのではないか。
- オブザーバーの方から、土地の取得や許認可、設置場所の関係でコストが高くなり事業が立ち行かなくなっているという発言があったが、これは制度とは全く別の問題。火力や原子力でも、途中までお金をかけて検討したものの、事業化を断念する

ことはあり、これと変わらないのではないか。

(事後的な蓄電池の併設)

- 今後の VPP 等の普及にも繋がるため、事務局案に賛成。ただし、蓄電池の価格に依存するため、そのコスト低下に取り組むべき。
- 事務局提案に異論はない。事後的に蓄電池を設置して FIT で売電する事業者が万が一出てきた場合には、認定取消しも含めた措置を検討していただきたい。
- 事後的な蓄電池の併設について、FIT 制度に基づく売電ができないのは当然だが、ルールに基づくものは認めるべき。蓄電池の調整力は再エネの導入促進には不可欠であり、海外のように周波数調整サービスのようなビジネスモデルが日本でも成立することは必要。電気自動車を活用したビジネスモデルにも積極的に取り組んでいくべき。また、併せて、蓄電池のコスト低下に向けた取組も重要。
- 蓄電池については、制度の穴をつくビジネスモデルも考えられるものの、需要家側のビジネスにとっても重要。事務局案は、蓄電池を上手に利活用するという制度運用となっており、合理的である。
- 事務局案は太陽光の買取総額を増加させないため、適切であるとする。ダックカーブの解消も望ましい。非 FIT の再エネ電気の量をしっかり把握していくべきであり、制度的対応が必要。

(バイオマス比率の変更)

- バイオマス比率の上限について、FIT の対象とならない部分については売電してもよいと理解しているが正しいか。その上で、大規模なバイオマス発電所の買取総額を認定時からあまり大きくさせないためには、割合による規律ではコントロールしづらいと考えられ、絶対量で上限を設定することも一案ではないか。
- 地域の廃棄物の量を削減することは、環境政策上の観点から推進すべきであるため、バイオマス比率の取扱いについては一定の特例を設けるなどの配慮が必要ではないか。
- 発電所ごとのバイオマス比率が分からず、制度改正のインパクトが見えない。出来る限り情報公開をし、データベースの充実化を図っていただきたい。

(太陽光発電設備のリプレース)

- 再エネをめぐる一番の問題は、今後の事業計画が立てられない点。例えば、リプレース案件には特別 FIT といった仕組みを作り、事業を見通せるようにするべきではないか。欧州では、FIT 買取期間終了に当たりどのような措置を取っているか調査してはどうか。

- 住宅用太陽光については、運転期間を10年と想定したものではなく、20年以上使われることが期待されていたはずである。FIT 買取期間が終了したからといって、使える機器を破棄や転売するようなことを促す制度とするべきではない。住宅の建て替えをするのであればリプレイスはあるかもしれないが、原則として、同じ場所でリプレイスはダメとするのが自然である。
- 住宅用太陽光のパネルも20年近い運用が可能はずである。まだ使えるものを無理やり取り換えるのではなく、残り10年有効活用していただくことを考えていただくべき。
- 2019年にFIT 買取期間が終了する人は、かなり前から設備を設置している人たちである。2019年にFIT 買取期間が終了する人に限っては、リプレイスを認めてもよいのではないか。
- 価格の高い太陽光を導入した人々は環境意識が高いと思われ、その方をFITで支援する必要があるか考える必要はあると思うが、原則認めないということが妥当と考える。

(その他)

- 再エネは、環境・エネルギー・産業の各側面から期待されている。一方、巨額の国民負担や技術的・社会的課題が存在。それらの課題を克服して、名実ともに主力電源になるためには、①低コスト化、②安定供給、③持続的事業の3要件を満たすことが必要。
- 系統情報の公開・開示という問題が、制度を考える上で重要であることを改めて認識する必要がある。
- 蓄電池の導入に当たっては、消防法が大きな障害になることが分かっており、これをどのように解消し、導入促進を図っていくかも重要。

オブザーバー

- 北海道胆振東部地震を契機として、再エネのような分散型電源を生かすことは重要だが、現状は力不足な部分もある。系統安定に資する機能を再エネに持たせることが必要。分散型電源の導入と安定供給、脱炭素化を一体的に進めるべき。分散型電源と系統との協調やグリッドコードの整備等、引き続き御支援いただきたい。
- 北海道の震災では、太陽光の自立運転機能等を利用して、停電時でも約85%の家庭で継続して電力を利用できたとあるが、実態は使い方が分からず、販売店に連絡した方も多かった。業界としてもしっかり取り組みたい。
- 太陽光発電の導入加速には賛成。ただし、FIT制度において調達価格に適正な利潤が勘案されているところ、未稼働案件はその趣旨に反して、より多くの利潤を得ていると認識しており、制度改正が必要。

- 未稼働案件には、実際には使えない土地で認定が取得されている案件や許認可を取れる見込みもなく、立地的に採算が取れない案件が多い。このため、4～6年経っても運転開始に至っていないと考えられるが、環境アセスも不要であるため、大規模であっても通常は3年あれば十分完成可能。事務局の提案は適切であり、全面的に賛成する。ただし、着工申込後、送配電事業者が不備なく受領することについて、明確な基準の設定をお願いしたい。
- 未稼働案件は系統枠を押さえてしまっているという課題があるため、運転開始期限の設定も含め、事務局の提案は系統の有効利用の観点からも賛成。ただし、送配電事業者の課題として、1年の運転開始期限の間に着工したとしても、連系工事完了まで至らない場合もあるため、この点は実務的な対応を検討しなければならない。
- 今年度末にかけて系統連系工事の着工申込みが殺到すると考えられるため、一定期限までに申込みがあった場合には、当該年度中に送配電事業者が受領したとみなすなど、柔軟に対応することも実務の観点から検討していただきたい。
- 未稼働案件へは、徹底した対応が必要。接続契約を締結し、工事費負担金の前金を払っている案件は、それから既に2年間経過している。これを考慮すると1年という運転開始期限は合理的である。
- 未稼働案件については、ほとんどは大規模案件で、土地の確保や許認可、採算面で問題があると理解。また、系統枠を確保している点も問題。国民負担や系統枠の観点を踏まえれば、業界としてもしっかり対応していく必要がある。
- 一部の太陽光発電事業者にとって、今回の措置は厳しいものと受け止められる。太陽光発電の導入にブレーキを踏もうとしているわけではなく、主力電源化するための前向きな措置であるというメッセージを全面に出していただきたい。
- 今回の措置によって空いた系統容量を有効に活用する意味で、事業者がついていくことができる価格設定など、一連の政策パッケージをお願いしたい。
- 認定を受けたバイオマス比率が、未利用材：一般材＝80%：20%だった発電所が、実際には未利用材：一般材＝60%：40%だった場合、国民負担の観点からはある意味推奨すべき事案と考えられるが、この場合どのように考えればよいのか。
- バイオマス比率が40%以上減少する場合にはその時点の最新の価格へ変更とされているが、具体的にどのような価格にすべきと考えているのか。
- 1万kW未満の発電所については、未利用材を利用しているものは、地域からの燃料供給によって、季節ごとに燃料価格が変化するのが実状。特に夏場と雪のある冬場では価格が異なる。また悪天候が続くとバイオマス燃料が手に入らないこともある。こういったものについては、自然条件に基づくもので、必ずしも国民負担につながるものではないことから、地域密着型バイオマス発電所は対象外とすることも御検討いただきたい。
- 自然災害に伴い、大量の廃棄物を受け入れる必要がある場合についても、バイオマ

ス比率に影響するが、どのような対応を考えているのか。

- FIT 卒業のタイミングで、環境価値を付加した電気として利用できるよう、制度的措置をお願いしたい。2019 年に FIT 買取期間が終了する多くの設備は、20 年近く稼働している。これだけ古い設備は相当高い費用を払って設置しており、まだ採算は取れていない状態。

事務局

- 送配電事業者が系統連系工事の着工申込みを不備なく受領した日とは、系統連系工事以外の準備が発電事業者側で整っているかどうかで、送配電事業者が機械的に判断する。例えば、送配電事業者が連系工事をしようとした際に、事業者側の準備が整っておらず工事を行えない場合は、当初の受領日は変更される。
- 今回の未稼働案件への対応については、FIT 法第 3 条第 10 項の適用には当たらない。3 条 10 項は、既に決められた過去の価格テーブル自体を変更する場合に適用されるが、今回の対応は、既に決められた価格テーブルの中で、どの年度の価格を適用するかを決めるもの。例えば、資料で紹介した事後的な過積載については、実施した場合は変更認定によってその時点の調達価格に変更される制度となっているが、これと同様に、法改正は必要なく実施可能という整理である。
- 送配電事業者が不備なく受領した日が 2019 年 3 月末の期限に間に合うためには、その前のある一定のタイミングまでに申込みを提出することが必要となるため、2019 年 3 月 31 日までに申し込めば良いというわけではない。
- 系統連系工事の着工申込みの手続については詳細を詰めるが、事務局案は、適正なものは駆け込むことなく、期限までに間に合うことを前提としている。無理に駆け込んで間に合わせたものについて適正化を図るため、運転開始期限を付けるという一つの整理学を示したもの。
- バイオマス比率の変更については、事務局案は国民負担の観点から、一定の制約を設けて、一定の比率を超えて、高い価格区分の燃料の比率が増えることを問題としている。総論として今回の案を示したもので、微修正はあり得るものと御理解いただきたい。
- 住宅用太陽光のリプレース価格を作るかどうかは、調達価格等算定委員会に諮る事項になる。現状、風力・地熱・中小水力のみにリプレース価格があるが、これらの電源は土地の制約があるため、再エネ導入促進の観点から、同じ場所で事業実施することが必要となるため設定しているもの。同じ議論は住宅用太陽光に当てはまらなないと考えている。一度 FIT による支援を受けた設備は、FIT 買取期間が終了しても使い続け、かつ FIT から自立して再投資していただきたいというのが法の趣旨である。

委員長

- 未稼働案件への対応は、系統容量問題と合わせて、今後の新規開発を促していく観点からも大変重要な論点。
- 今回の対応を考える上では、早い段階で接続契約を締結できていた、運転開始期限が設定されていない案件は、それだけ早く運転開始することが期待されており、これが長期間運転開始せず、将来的に高い調達価格で買取されることは、FIT 制度の趣旨に反するという認識。何より、これから再エネの導入量を増やす観点からも未稼働案件を解消していくことが必要という点は共通認識。
- その上で、更に厳しい措置を求める意見もあれば、実務面での懸念もあったが、総合的に見ると、事務局案はバランスが取れているため、事務局案に沿って進めていきたい。なお、運転開始期限についてあった指摘は、事務局の方で実務面の設計において留意してほしい。
- 運転開始期限を超過した場合の取扱いについては、調達価格等算定委員会で議論いただく必要があるが、事務局には、パブリックコメントなど必要な手続を進め、それも踏まえながら、速やかに送配電事業者と実務の詳細を詰めてほしい。
- 太陽光発電の過積載を利用した事後的な蓄電池の併設は、少なくとも現行の FIT 制度では認められないことを明確化するとともに、今後は事務局提案の方針の下で認められるよう、制度改正していくことで概ね異論は無かった。
- バイオマス比率の変更については、もう少し詳細を詰める必要があるが、国民負担の抑制という観点では、入札制度の仕組みも参考としつつ、総論的な方向性では合意が得られた。
- 事務局においては、いずれも速やかに施行できるよう、必要な手続や運用の準備を進めていただきたい。
- 住宅用太陽光のリプレースについては、現行では調達価格にリプレース区分がないため、現行制度においては認められていない。もし今後これを認めようとするのであれば、調達価格等算定委員会で議論いただくこととなる。

(2) 再エネ事業の長期安定化に向けた事業規律の強化と地域共生の促進

委員

- 事務局提案に異論はない。対策が看板倒れにならないよう、実際の執行を強化していただきたい。
- 旧一般電気事業者が当たり前を実施してきたことを再エネ事業者ができないことが問題。法執行強化の前に、事業者団体とも連携して、再エネ事業者にも同様の意識を植えつけるためのマインドセットを変える取り組みをするべき。
- 民間レベルでは、自治体間連携やドイツの先進事例を共有しているネットワークがあるため、すみ分けが必要。
- 情報連絡会の設置は有難い。まずは先進事例の共有が重要であり、出来れば地方創生や、持続的な発電事業に懸念がある案件について、自治体がどのように関与できるかという論点も入れていただきたい。地域主体の再エネ電源を育てるために、連絡会をうまく活用していただきたい。
- 地域との共生は条例で対応すべきとされてきたが、多くの自治体でそれが認識されておらず、各地で住民とのトラブルが散見される。この意味で、連絡会の設置は対応として適切である。自治体条例に加えて、開発可能地域と抑制地域のゾーニング手法の共有等、基本的なノウハウを知る機会が重要。また、メンテナンス体制の構築について取り扱うことも賛成。なるべく早く自治体レベルの勉強会の開催をお願いしたい。
- 論点5について、情報連絡会の設置は大変良いことだが、先進事例だけでなく、失敗事例の共有も重要。出来ることを出来ないと思いついでいることが多くあるものと認識。どういことが出来るかを正確に伝え、しっかりと情報共有することが重要。
- 論点3については賛成だが、本質的には斜面に発電設備のような構造物が建つことが問題であり、自治体による土地利用規制が必要。情報連絡会のなかで、自治体の土地利用規制に関する条例等の規制の仕方について情報共有をいただきたい。
- 近年台風等の強風による破損事故が増えており、斜面設置の見直しも含め、早期に進めていただきたい。
- 設置事業者を教育するという観点も今回の提案に含まれているか。
- 再エネを主力電源とするためには、一定の安全基準に適合するだけでなく、責任ある主体に事業を実施していただきたい。その観点では、小規模太陽光へどのように対処していくのか、引き続き検討が必要。
- 50kW 未満の太陽光発電設備に対する仕様を定めることには賛成だが、高コストにならない配慮も必要。

- 今後の検討課題について。九州での再エネ出力制御について、通常は OCCTO で検証していると理解しているが、今回の九州電力の対応について出来る限り早く詳細情報を出していただきたい。また、本委員会でも出力制御について議論されてきたが、現行のルールでも改善の余地があるかどうか、是非検討して欲しい。

オブザーバー

- 中小水力の世界では、真面目に事業実施しようとしてもできず、情報が欲しいという声が多いため、積極的な情報提供をお願いしたい。
- 実際に被災した発電設備については、その原因をしっかりと確認する必要があると考えており、最優先課題と認識している。
- 技術基準が定めた「性能」を満たす「仕様」の設定・原則化については1つのやり方ではある一方、コストを下げる必要もあるため、対応をしっかりと考える必要がある。なお、屋根設置については、全て標準化することは難しく、配慮をいただきたい。
- 太陽光の評価ガイドを活用することが重要。中小事業者にも発電事業者としての自覚を持っていただくため、活用していただきたい。

事務局

- 経済産業省としては、FIT 法の改正後に事業計画ガイドラインを策定し、全国で説明会を開催し、事業者への説明を行っており、JPEA からも情報提供を行うなど、基本的な事業者への普及啓発活動はしてきたものと認識。一方で、まだ対応が及ばない事業者については、引き続き情報提供をした上で、それでも対応いただけない事業者については、認定取り消し等の選択肢も含め、厳格に法執行を行っていく。
- 九州電力の出力制御については、系統ワーキンググループに報告するが、必要に応じて本委員会へも報告する。
- 九州電力は 10/13～14 に 50～60 万 kW 規模の再エネ出力制御を行った。関門連系線を最大限活用し、火力は最低出力まで抑え、揚水も活用した上で、実施したもの。前日通知したもの（オフライン制御）と、当日 2 時間前に通知したもの（オンライン制御）があるが、基本的には適切な制御が実施されたと考えている。オンライン制御は前日予測に基づくために制御量が多くなってしまうため、発電事業者の方でオンライン制御に協力いただければ、再エネの最大限の活用に資することになる。

委員長

- 事業規律の強化と地域共生の促進については、既設案件については、電気事業法や FIT 法の執行強化で対応していく方向、新規案件については、50kW 未満の太陽光発電設備について性能規定を踏まえた仕様の統一化も含め、電気事業法の規制強化に

向けて今年度中に検討を開始する方向でまとまった。

- 地方自治体の先進事例や失敗事例を共有する情報連絡会では、条例づくりだけでなく、事業育成の取組についても情報共有も行うことでまとまった。

お問合せ先

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031

FAX：03-3501-1365

電力・ガス事業部 電力基盤整備課 電力流通室

電話：03-3501-2503

FAX：03-3580-8591